

<地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況>

社会保障・税一体改革の一環として、少子高齢化により増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的とし、消費税率が平成26年度4月より5%から8%に、令和元年度10月より8%から10%に引き上げられました。
この増収分は、全て社会保障施策の経費の財源として活用することとなっております。

令和6年度予算 地方消費税交付金(社会保障分)
1,652,988千円

《社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費》(単位:千円)

項目	款	内容	予算額	一般財源	
				引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	民生費	社会福祉事業	5,299,115	331,464	1,228,021
		児童福祉事業	8,722,057	577,767	2,140,527
		生活保護事業	2,697,128	132,993	492,719
		老人福祉事業	237,924	31,981	118,485
	小計		16,956,224	1,074,205	3,979,752
社会保険	民生費	国民健康保険事業	858,044	94,341	349,517
		後期高齢者医療保険事業	2,015,200	362,929	1,344,588
	小計		2,873,244	457,270	1,694,105
保健衛生	衛生費	保健衛生事業	15,040	823	3,049
		予防事業	514,693	108,689	402,674
		医療体制充実事業	66,340	12,001	44,463
	小計		596,073	121,513	450,186
合計		20,425,541	1,652,988	6,124,043	

※地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。